

## 19年産米の過剰作付け解消など需給適正化等に関する 要望意見書

平成19年度から品目横断的経営安定対策や米政策改革推進対策がスタートし、新たな米需給調整システムへ移行することになりました。しかし、国内における需給調整の未達成、集荷円滑化対策や収入減少影響緩和対策への低加入率など、米の需給・価格安定政策の実効性が危ぶまれています。

米の需給環境は、平成19年10月末における18年産米の民間持ち越し在庫の発生、19年産米の需給調整の未達成などで、50万ト～60万トほどの過剰状態の危険性があり、価格暴落の事態に陥ることが懸念されます。また、19年産米の全国作況は平年作で推移していますが、需給安定のかなめとされる集荷円滑化対策の加入率は依然低いままで、仮に対策が発動されたとしても実効性を発揮できる環境にはありません。

18年産米はかろうじて価格暴落を避けられたものの、北海道米をはじめ米の価格は4年連続で生産コスト割れに陥っており、仮に、19年産米が価格暴落の事態になると、担い手農家ほど厳しい経営環境に立たされ、経営破たんや離農に追い込まれるような状況が懸念されます。

よって、政府においては、品目横断的経営安定対策の政策目標である担い手育成と経営安定を図り、19年産米の需給均衡化など価格暴落防止に向け、次の事項について強く要望します。

### 記

- 1 国内における慢性的な需給調整の未達成、加入率が低い集荷円滑化対策など、米の計画生産が機能不全に陥った原因を追究するとともに、米の価格と需給安定の役割を担う政府の責任を明確化すること。
- 2 過剰作付け等により供給過剰が懸念される19年産米については、全国的な米の需給均衡や販売環境の整備など価格暴落防止に万全を期すること。  
特に、需給調整の未達成県に対し、ホールロップサイレージ（稲発酵粗飼料）や青刈りなどによる計画生産の徹底を図るとともに、是正されない場合は、政府の責任において買い入れて主食用以外で処理すること。
- 3 全国の作況指数が101を超えた場合は、集荷円滑化対策の円滑な実施に万全を期するとともに、実効性が確保されない場合は、未加入数量を国の責任で全量処理すること。
- 4 需給環境が整うまでの間、政府米の売却を一時凍結するとともに、民間流通米の乱売防止や計画的供給に対する指導を強化すること。また、ミニマム・アクセス米や主食用に供することのできない古い備蓄米については、海外援助や飼料用への供給など適切な在庫処理を早期に実施すること。
- 5 米の需給制度が各自達成できるよう、産地づくり交付金の税制特例（一時所得扱い）を継続すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年 9 月27日

大空町議会議長 後 藤 幸太郎